

住宅・不動産を営むみなさまへ

住宅・不動産のみなさまの 資金繰りを応援します。

- 「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」を
取りまとめました！

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

北海道開発局 事業振興部 建設産業課
TEL 011-738-0233

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課
TEL 048-600-1938

中部地方整備局 建政部 建設産業課
TEL 052-953-8572

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
TEL 082-511-6187

九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課
TEL 092-471-6331

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課
TEL 098-866-1910

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課
TEL 022-225-2171

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課
TEL 025-370-6571

近畿地方整備局 建政部 建設産業課
TEL 06-6942-1071

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
TEL 087-811-8314

融資のお問い合わせは、裏面の各相談窓口へ



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 幅広い支援策をご用意しております -

国の施策

○住宅金融支援機構による事業資金の調達円滑化支援

住宅金融支援機構のまちづくり融資制度（敷地内に有効な空地を確保する住宅建設事業などの事業資金を融資する制度（中小事業者に対しては無保証融資が可能））の対象事業の拡充を行います。

<主な相談窓口> (独)住宅金融支援機構 <http://www.jhf.go.jp/>
本店 (全国) TEL 03-5800-8104
近畿支店 (西日本) TEL 06-6281-9278

○優良な民間都市開発事業の資金確保

都市再生のために緊急に必要な大型都市再生プロジェクトや、地方の優良な民間都市開発事業への資金支援を行います。

<主な相談窓口>
(財)民間都市開発推進機構 企画調査部 TEL 03-5546-0797

○危機対応円滑化業務の活用

日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務を活用し、健全な住宅・不動産事業者等の資金繰りを支援します。

<主な相談窓口>
(株)日本政策投資銀行 本・支店相談窓口 <http://www.dbj.jp/>

○緊急保証制度

建設・不動産業を営むすべての中小企業者は、一定の要件を満たせば、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

<主な相談窓口>
各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zenshinoren.or.jp/access.htm>

○セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

<主な相談窓口>
(株)日本政策金融公庫 東京相談センター TEL 03-3270-1260
(株)商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL 03-3246-9366

地方公共団体の施策

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。